

山梨県では、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく規制区域を令和7年4月1日（火）に指定し、**規制を開始**する予定です。

## 1 盛土規制法に基づく届出

規制区域内で、**規制が開始される前に着手している一定規模以上の盛土・切土、一時的な土石の堆積（盛土等）**については、**届出書の提出が必要**です。

### 届出期間※

令和  
7年

4 / 1 **火**  
8:30



4 / 21 **月**  
17:15

（規制開始日が令和7年4月1日の場合）

※ 盛土規制法第21条第1項または第40条第1項の規定に基づき、**規制区域の指定があった日から21日以内**に、所定の様式により県に届出書を提出する必要があります。

着手とは：設計図書と照合するための杭の設置や地表の掘削など、土地の形質の変更を伴うものをいいます。労務者の雇入れや資材の準備等は着手とはみなされません。

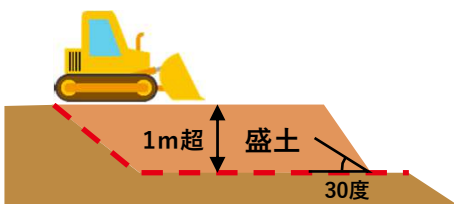
## 2 盛土規制法に基づく規制区域

山梨県では、**県内全域**（中核市・甲府市を除きます。）が**宅地造成等工事規制区域**または**特定盛土等規制区域**のいずれかに指定される予定です。詳しくは県のホームページをご確認ください（甲府市の規制区域は甲府市が指定します。）。

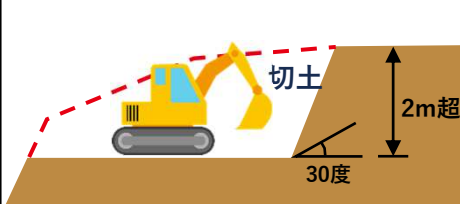


## 3 届出が必要な盛土等の規模

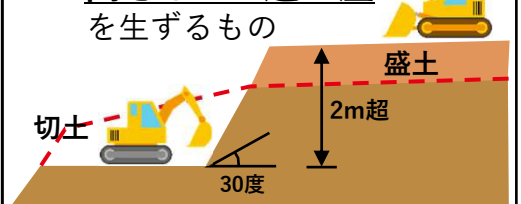
① 盛土で**高さが1m超の崖**を生ずるもの



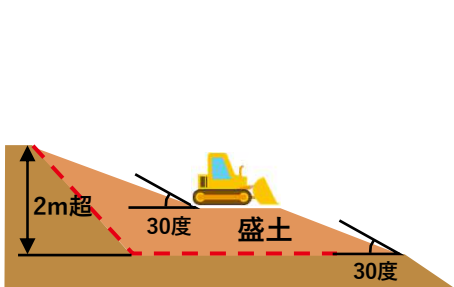
② 切土で**高さが2m超の崖**を生ずるもの



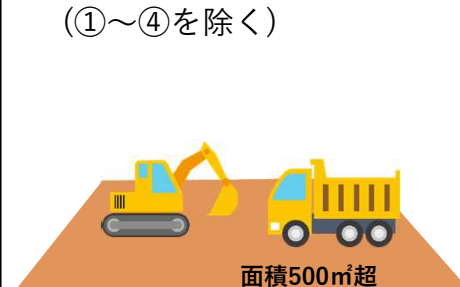
③ 盛土と切土を同時に行い、**高さが2m超の崖**を生ずるもの



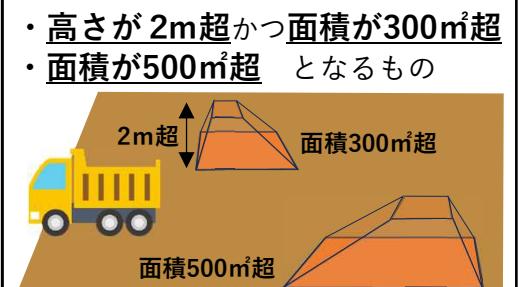
④ 盛土で**高さが2m超**となるもの（①、③を除く）



⑤ 盛土または切土をする土地の**面積が500㎡超**となるもの（①～④を除く）



⑥ 一時的な土石の堆積（以下のいずれか）最大時の堆積が  
・ **高さが2m超かつ面積が300㎡超**  
・ **面積が500㎡超** となるもの



※ 「崖」とは、地表面が水平に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除きます。）以外のものをいいます。

## 4 届出書の提出

届出が必要な工事に該当する場合は、盛土規制法省令第52条に基づき、所定の様式に記入のうえ、必要書類を添付し **2部提出** してください。

## 5 届出内容の公表

受理された届出の内容について、盛土規制法省令第54条に基づき、以下の事項が **県のホームページで公表** されます。

- ・ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の位置図
- ・ 工事の届出年月日                      ・ 工事施行者の氏名又は名称
- ・ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- ・ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

## 6 規制開始日をまたぐ工事の対応

規制開始日 (R7.4.1予定)		盛土規制法にかかる対応
都市計画法 開発許可あり	(工事着手) → 届出 → 21日以内	許可申請 … <b>不要</b> 届出 … <b>必要</b>
都市計画法 開発許可あり	(工事着手) → <del>許可</del> → (工事着手)	許可申請 … <b>必要</b> 届出 … <b>不要</b>
都市計画法 開発許可なし	(工事着手) → 届出 → 21日以内	許可申請 … <b>不要</b> 届出 … <b>必要</b>
都市計画法 開発許可なし	許可 → (工事着手)	許可申請 … <b>必要</b> 届出 … <b>不要</b>

## 7 よくある質問

**Q1** 昔から継続して工事を実施していますが、届出をする必要はありますか？

**A1** 「3 届出が必要な盛土等の規模」に該当する工事を行っている場合は、届出が必要です。

**Q2** 砂利採取法に基づく事業を実施していますが、届出をする必要はありますか？

**A2** 不要です。災害の発生のおそれがないと認められる工事として、政令第5条及び省令第8条に規定される工事は、届出をする必要はありません。（「8 届出が不要な工事」を参照）

**Q3** 規制開始日より前に事業を計画しましたが、まだ工事に着手していません。届出をする必要はありますか？

**A3** 規制開始日以降の工事着手となる場合は、あらかじめ許可を受ける必要があります。

**Q4** 規制開始日より前に都市計画法の開発許可を受けています。届出をする必要はありますか？

**A4** 規制開始日より前に工事に着手済みで「3 届出が必要な盛土等の規模」に該当する場合は、届出が必要です。工事に着手していない場合は、あらかじめ許可を受ける必要があります。

## 8 届出が不要な工事

### 公共施設用地内で行われている工事

以下の法律や政省令で規定される施設は「**公共施設**」に該当し、その用地内で行われている盛土等に関する工事は、**盛土規制法の規制対象外**となるため、**届出は不要**です。

- 道路（林道を含む）、公園、河川（法第2条第1号）
- 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設（政令第2条）
- 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第2条第2項に規定する防衛施設（省令第1条第1項）
- 国または地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（政令第2条、省令第1条第2項）

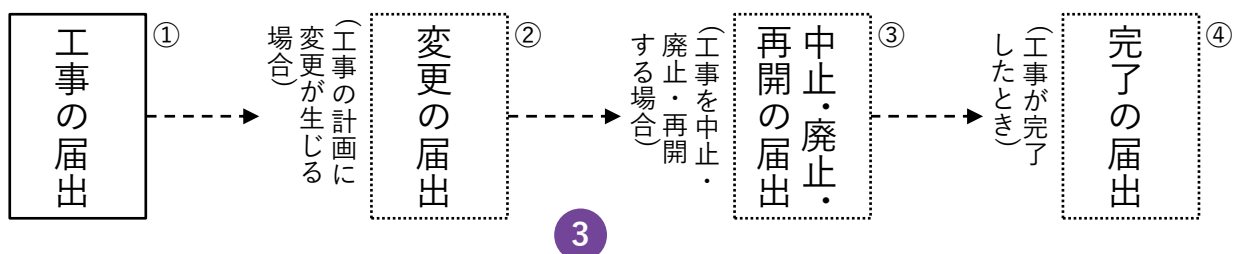
### 災害の発生のおそれがないと認められる工事

以下の政省令で規定される工事は「**災害の発生のおそれがないと認められる工事**」に該当するため、**届出は不要**です。

政令	鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）
	鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）
	採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
	砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
省令	土地改良法：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）
	火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
	家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等
	土壤汚染対策法：汚染土壌の搬出または処理等
	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法：廃棄物または除去土壌の保管または処分
	森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
	国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
	高さが2mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの
	工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事の現場またはその付近に堆積するもの

## 9 届出が必要な工事の手続きの流れ

届出が必要な工事について、規制開始日から21日以内に届出書を提出するほか、当該**工事の進捗状況を把握**するため、工事が完了するまで、次のとおり提出をお願いします（当初の届出以外の手続きは、県施行細則で規定する予定です。）。



～工事の届出書作成時の留意事項と添付書類～  
【宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書】

(参考資料)

①-1

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項} {第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事をしている土地の所在地及び地番(代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3	工事をしている土地の面積	平方メートル
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土
5	盛土又は切土の高さ	メートル
6	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル
7	盛土又は切土の土量	立方メートル
		立方メートル
8	工事着手年月日	年 月 日
9	工事完了予定年月日	年 月 日
10	工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。

留意事項

工事の実施主体の者の住所氏名を記入すること。

工事を現地で実際に施工している者の住所氏名を記入すること。

工事を実施している土地の全ての地番を記入すること。緯度経度は、工事をしている土地の中で、面積が最大である地番を代表地点として記入すること。

平地盛土：勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの  
腹付け盛土：勾配1/10超の傾斜地盛土において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの  
谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てを行う盛土

盛土の最下端から最上端まで又は切土の最上端から最下端までの垂直高さを記入すること。盛土と切土を同時に行う場合は、切土の最上端から盛土の最下端までの垂直高さを記入すること。

盛土又は切土をする土地の投影面積を記載すること。

盛土又は切土の総土量を記入すること。場内で土砂を移動する場合は、盛土欄と切土欄の両方に土量を記入すること。

工事着手した年月日、完了予定年月日を記入すること。

予定通りか、遅延しているかを記載すること。遅延している場合は、その対策も記入すること。

※ 届出をする全ての工事について、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付してください。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は2mの標高差を示す
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面方向防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付す
土地の標準断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	盛土又は切土の最大高さ等を示す

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所  
氏名

[Blank box for contractor name and address]

留意事項

工事の実施主体の者の住所氏名を記入すること。

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項} {第40条第1項} の規定により、下記の工事について届け出ます。

工事を現地で実際に施工している者の住所氏名を記入すること。

記

1 工事施行者住所氏名	[Blank box]
2 工事をしている土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	[Blank box] (緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	[Blank box]

工事を実施している土地の全ての地番を記入すること。緯度経度は、工事をしている土地の中で、面積が最大である地番を代表地点として記入すること。

土石を堆積する高さの最大値を記入すること。

土石を堆積する面積の最大値を記入すること。

土石を堆積する土量の最大値を記入すること。

工事着手した年月日、完了予定年月日を記入すること。

予定通りか、遅延しているかを記入すること。遅延している場合は、その対策も記入すること。

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

※ 届出をする全ての工事について、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付してください。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は2mの標高差を示す
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに次の措置等を講ずる位置及び当該措置の内容 ・勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置 ・空地の位置、柵その他これに類するものの設置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
土地の標準断面図	土石の堆積を行う土地の地盤面	土石の最大堆積高さ等を示す

(県施行細則で規定する予定の様式)

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

届出工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項又は第3項  
第40条第1項又は第3項 } の規定により届け出

た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届け出た年月日	
工事を行っている土地の所在及び地番	
【第1項】※ 工事を行っている土地の面積	
【第3項】※ 行おうとする工事の種類及び内容	
変更事項	
変更理由	

当初の届出時点からどのように変更するのか、施工規模等が分かるように記入すること。

※変更しようとする内容によっては、**許可申請が必要となる**場合があるため、届出内容に変更が生じる可能性がある場合は、事前に相談をすること。

(注意)

- ※印の項目については、該当する条項について記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(県施行細則で規定する予定の様式)

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成等工事中止・廃止・再開届出書

下記のとおり、宅地造成等に関する工事を中止（廃止・再開）したいので届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号  
(最初に届け出た年月日 年 月 日)
- 2 工事を（中止）している土地の所在及び地番
- 3 工事を中止（廃止・再開）しようとする理由
- 4 工事進捗状況及び防災措置

(注意)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 1 欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(県施行細則で規定する予定の様式)

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

届出工事の完了届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項又は第3項  
第27条第1項  
第40条第1項又は第3項 } の規定により届け

出た宅地造成等に関する工事が完了したので届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 工事をした土地の所在地 及び地番	
3 工事施行者住所氏名	
4 備考	

(注意)

- 1 3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。



## ○ 盛土規制法に関するお問い合わせ先

圏域	盛土等を行う土地の所在地	お問い合わせ先（出先機関）	
中北	韮崎市、南アルプス市、 北杜市、甲斐市、中央市、 昭和町	宅造 区域	中北建設事務所 都市整備課 都市計画担当 TEL 055-224-1671
		特盛 区域	中北林務環境事務所 森づくり推進課 林業指導担当 TEL 0551-23-3088
峡東	山梨市、笛吹市、甲州市	宅造 区域	峡東建設事務所 都市計画・建築課 都市計画担当 TEL 0553-20-2717
		特盛 区域	峡東林務環境事務所 森づくり推進課 林業指導担当 TEL 0553-20-2721
峡南	市川三郷町、早川町、身延町、 南部町、富士川町	宅造 区域	峡南建設事務所 都市計画・建築課 都市計画担当 TEL 055-240-4120
		特盛 区域	峡南林務環境事務所 森づくり推進課 林業指導担当 TEL 055-240-4167
富士・東部	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、道志村、西桂町、 忍野村、山中湖村、鳴沢村、 富士河口湖町、小菅村、 丹波山村	宅造 区域	富士・東部建設事務所 都市計画・建築課 都市計画担当 TEL 0554-22-7836
		特盛 区域	富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 林業指導担当 TEL 0554-45-7812

注1 昭和町及び忍野村については、特定盛土等規制区域はありません。

注2 農地における盛土等の行為については、各圏域の農務事務所をご案内させていただく場合があります。

注3 中核市・甲府市における盛土規制法に関する内容については、甲府市にお問い合わせください。

### お問い合わせ先（本庁）

#### ■ 宅地造成等工事規制区域に関すること

県土整備部 都市計画課 市町村計画・開発担当 TEL 055-223-1717

#### ■ 特定盛土等規制区域に関すること

林政部 森林整備課 林地保全・採石担当 TEL 055-223-1645

（盛土・切土、一時的な土石の堆積後も農地として利用する場合）

農政部 農村振興課 農村整備担当 TEL 055-223-1595

山梨県



YAMANASHI